

第1号様式(第6条関係)

審査基準・標準処理期間整理票

処分の内容		興行場経営許可	
根拠法令及び条項		興行場法第2条	
審査基準	<input checked="" type="checkbox"/> 有(第3条第1項に該当する場合を含む。) <input type="checkbox"/> 無(根拠：第3条第2項第 号に該当)		
	公表 <input checked="" type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない(公表しない場合の根拠：第7条第2項第 号に該当)		
	【内容】 (※審査基準を公表する場合のみ記載すること。) 興行場法第2条第2項：都道府県知事(保健所設置市長)が県(市)条例で定める定める基準 ・那覇市興行法施行条例 ①第3条(設置場所の基準) ②第4条(構造設備基準) ③第5条(衛生に必要な措置の基準) ④第6条(基準の緩和)		
34審査基準 設定年月日	平成27年 2月 1日	審査基準 最終変更年月日	平成27年 2月 1日
標準処理期間	<input checked="" type="checkbox"/> 有(第5条において準用する第3条第1項に該当する場合を含む。) 期間(12日) <input type="checkbox"/> 無(根拠：第5条において準用する第3条第2項第 号に該当)		
標準処理期間 設定年月日	平成27年 2月 1日	標準処理期間 最終変更年月日	平成27年 2月 1日
所管部署	健康部 生活衛生課		
備考	審査基準：法令等の規定において判断基準が言い尽くされている。 標準処理期間：過去に申請実績がなく、あらかじめ標準処理期間を設定することが困難。		

注 審査基準が法令に具体的に規定されているため審査基準を設定する必要がない場合は、その旨及び当該法令の定めを審査基準の内容欄に記載すること。